

平成23年度 男女共同参画年次報告書

◆平成22年度

「古河市男女共同参画プラン」実施状況

◆「古河市男女共同参画プラン」指標項目
の推進状況

古河市

平成22年度
「古河市男女共同参画プラン」実施状況

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画意識の確立

計画目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

I-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
1. 男女共同参画推進条例の制定や男女共同参画宣言都市に向けた取り組み	男女共同参画に対する共通の理解を図り、互いに協力して取り組める枠組みや方向性を示すための「男女共同参画推進条例」の制定に取り組みます。	古河市男女共同参画推進条例を平成20年12月19日に制定し、平成21年4月1日より施行した。	男女共同参画室
	男女共同参画の機運の醸成のため、「男女共同参画宣言都市」の推進に取り組みます。	平成21年2月7日に内閣府との共催で実施した。	男女共同参画室
2. 市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民に対する意識等の把握をします。 対象：市民・事業所・教職員・市職員 時期：3年に1回	H21年度実施のため未実施。	男女共同参画室

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
3. 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 《次頁へ続く》	国男女共同参画週間(6月23日～29日)や茨城県男女共同参画推進月間(11月)にちなみ、市民の意識啓発を図ります。	○6月23日 講演会「落語で考える～男女共学じゃないと、男女共同参画じゃない？」 講師 阪本真一(つるがしま落語会) 参加 79名(うち男性25名) ○内閣府男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 8名参加	男女共同参画室
	市民の意識啓発を図るため、「市独自の男女共同参画月間」の制定の検討を行います。	○平成21年2月7日に「男女共同参画都市」を宣言。古河市男女共同参画推進条例第13条により、都市宣言の2月7日から13日までの1週間を男女共同参画週間と設定。 ・懸垂幕設置 ・のぼり旗設置「男女共同参画推進のまち 古河」 ○都市宣言及び古河市男女共同参画推進条例についてのパンフレットとポケットティッシュを作成し各庁舎等に設置するとともに、市内催事や講演会等で配布した。	男女共同参画室

<p>3. 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 《続き》</p>	<p>男女共同参画の意識啓発を図るとともに、「パートナーシップ in 古河」やセミナー等を開催します。</p>	<p>○『絵手紙』募集 テーマ：「男女共同参画」、「パートナー」 「パートナーシップ in 古河」会場にて募集『絵手紙』を展示。</p> <p>○2月11日 新「古河市」合併5周年記念「パートナーシップ in 古河」～ともに手をたずさえてハート to ハート～・オープニングセレモニー「ギターとアルパのセッション」ギター 山中芳郎、アルパ 藤枝貴子・基調講演「地域をつくる協働関係をー男女共同参画をすすめるためにー」・講師 神田道子（国立女性教育会館理事長）・記念講演「こころの場所」講師 落合恵子（作家・東京家政大学特任教授）・参加者 550名</p> <p>【セミナー開催概要】</p> <p>○7月17日 「自分を磨く！～美しいマナーと素敵なおウーキング～」・講師 佐藤美代子（マナー講師・ウーキングインストラクター）・対象 市民・参加者 26名（うち男性2名）</p> <p>○8月21日 「出産・育児は女性を磨くチャンス！～ワーク・ライフ・ミックス～」・講師 光畑由佳（有モーターハウス代表）・対象 市民・参加者 54名（うち男性4名）</p> <p>○11月19日 デートDV防止講演会「お互いを尊重しあえる関係を築くために～デートDVって何？～」（協力・内閣府、茨城県立古河第二高等学校）・講師 竹内由紀子（DV加害者プログラム&デートDV防止プログラムファシリテーター）・対象 茨城県立古河第二高等学校1年生約240名</p>	<p>男女共同参画室</p>
	<p>男女共同参画に関する情報発信のため、定期的に「広報古河」を活用します。</p>	<p>【「広報古河」掲載内容】</p> <p>○8月号 ①平成21年度男女共同参画プラン指標項目取り組み状況②平成22年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議参加報告③啓発事業「落語で考える～男女共学じゃないと、男女共同参画じゃない？～」実施報告</p> <p>○10月号 啓発事業「出産・育児は女性を磨くチャンス！ワーク・ライフ・ミックス」実施報告</p>	<p>男女共同参画室</p>

3. 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 《続き》		<p>○1月号 ①古河市男女共同参画週間の周知②デートDV防止講演会③日本女性会議2010参加の推進会議委員コメント</p> <p>○3月号 ①「パートナーシップinこが」実施報告②男女共同参画古河市民ネットワーク登録者と名称募集</p> <p>○4月号 レイクエコー茨城県女性プラザと8市合同開催事業「お父さんといっしょ〜パパといっしょにクッキングinこが」実施報告</p>	
	男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、分かりやすい広報・啓発活動を進めます。	<p>○6月23日 講演会「落語で考える〜男女共学じゃないと、男女共同参画じゃない？」 講師 阪本真一（つるがしま落語会） 参加 79名（うち男性25名）</p>	男女共同参画室
	国・県等が主催する男女共同参画に関する講演会等を提供し、参加を推進します。	<p>内閣府及び茨城県女性プラザ等で開催される講演会の情報をお知らせページやホームページに掲載。また、女性団体等へ情報を通知し参加促進をした。</p> <p>【国】 内閣府男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 8名参加</p> <p>【県】 ・ハーモニートップセミナー 3名参加 ・女性プラザ講演会 延 8名参加（6月19日4名、7月3日4名）</p> <p>【他自治体】 ・桜川市：ウエスト「らいざーDV研修交流会 4名参加</p> <p>【その他】 ・日本女性会議2010きょうと 3名参加</p>	男女共同参画室
4. 男女共同参画に関する各種調査の充実	人口・労働力調査や少子・高齢化に関する調査、及び労働時間等の実態の把握等、男女共同参画に関する統計調査等の充実を図ります。	<p>【国勢調査】 【国民生活基礎調査】 【労働力調査】 【毎月勤労統計調査】 以上の統計調査を実施</p>	自治振興課

計画目標2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

(1)学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

I-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
5. 人権尊重のための教育と男女平等教育・学習の充実	人権を尊重した教育や保育を実践し、男女共同参画の意識を醸成します。	市内全小中学校（32校）への人権教育計画訪問を実施し、男女共同参画の醸成を図る。	指導課
		児童に対し保育指導をするうえで、保育士が常に男女共同参画を意識し、保育にあたっている。	子ども福祉課
	男女共同参画の視点に立った教材の見直しを行います。	市内全小中学校において、人権教育を推進する中で教材の見直しを行う。	指導課
	一人ひとりの人権意識を育むため、小学生を対象とした人権教室を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員による人権教室 ・11/30 小堤小 3・4年生合同 85名 ・12/8 大和田小 3年生 17名 ・12/21 古河第五小 4年生 27名 ○中学生人権作文コンテスト募集 ・応募 9校 1,662点（内男女共同参画をテーマにした作品 10点） ○「人権の花」運動 ・実施校 諸川小学校・大和田小学校 ・栽培 マリーゴールド、サルビア、パンジー 	人権推進課
	男女が性別に捉われた役割意識を持たないよう、男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施など、家庭科教育等の充実を図ります。	小学校（23校）の家庭科及び中学校（9校）の技術・家庭科の授業の中で実施する。	指導課
6. 教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	男女共同参画の視点に立った保育所・学校等の教職員研修等の充実を図ります。	男女共同参画についての特別な研修は未実施。	子ども福祉課
		各学校において、人権教育にかかわる職員研修の充実を図る。	指導課
	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	平成 22 年度県西地区人権教育研修会へ教職員を派遣する。 (6月22日：県西生涯学習センター：全32校参加)	指導課
	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ○古河市人権教育講演会（教育委員会主催） ・期日 8月4日 ・会場 とねミドリ館 ・講師 荻本雅子先生「みんな大事な命～取材現場より～」 ・参加者 市職員, 教職員など 704名 	生涯学習課 人権推進課

7.	性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別に捉われず、個性と能力に応じて進路を選択出来るよう適切な進路・就職指導等を実施します。	・中学校（9校）における進路指導の充実を図る。 ・全小中学校（32校）においてキャリア教育を推進する。	指導課
		性別に捉われない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	市内全小中学校において、道徳・学級活動を中心に活用する。	指導課
		学校生活等における児童・生徒からの相談に対応するため、スクールカウンセラーの活用を図ります。	・県派遣スクールカウンセラーを配置し活用する。（中学校9校及び小学校3校） ・古河市教育支援センター（3ルーム）において、学校心の相談員等による教育相談を実施する。	指導課
8.	教育・保育など実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営や、PTA・保育所等の親の会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	市内全小中学校において、PTA活動や児童会活動・生徒会活動における男女共同参画体制を整備する。	指導課
			保育所におけるPTA参加行事を企画する際には、男女が共同で参画できる環境を常に意識してその運営に心がけている。	子ども福祉課
			各校の保護者で組織する家庭教育学級において、女性の参加が圧倒的に多いことから、父親の参加を促すため、父親が参加する家庭教育の講座を実施した場合に、市が講師謝金を支払っている。 市が講師謝金を支払った件数（父親が参加する家庭教育講座実施件数）3件	生涯学習課

(2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

I-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
9. 家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	未就学児・小中学校の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。また、父親の家庭教育への参加を促進します。	○家庭教育学級合同開級式・家庭教育講演会 6月3日 参加338人 ○家庭教育学級合同閉級式・家庭教育講演会 3月2日 参加309人 ○家庭教育学級合同学習会(中学校) 7月15日 参加124人 ○家庭教育学級合同学習会(小学校) 10月6日 参加192人 ○各学校学習支援	生涯学習課

	青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	<p>○青少年相談員 136 名、特別青少年相談員 1 名</p> <p>○定期街頭補導 古河支部 34 回、総和支部 32 回、三和支部 36 回</p> <p>○特別街頭補導 古河支部 4 回、総和支部 12 回、三和支部 11 回</p> <p>○第 1 回古河こどもまつり(古河支部)5月 1 日 大声コンテスト参加人数 400 名</p> <p>○第 31 回手づくりまつり(古河支部)10月 24 日 大声コンテスト参加人数 339 名</p> <p>○第 12 回関東ドマンナカまつり(総和支部)10 月 9 日・10 日・11 日 青少年アンケート回答 1,962 名</p> <p>○さんわ青少年フォーラム(三和支部)2月 5 日 相談員 22 名 生徒 27 名参加</p> <p>○視察研修 12 月 5 日・12 月 6 日 群馬県前橋地方裁判所 相談員 31 名参加</p> <p>○環境浄化活動</p> <p>○第7ブロック青少年相談員連絡協議会研修会 1 月 15 日 50 名参加</p>	生涯学習課
	一般市民を対象とした人権教育講演会を開催します。	<p>○古河市人権教育講演会（教育委員会主催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日 8 月 4 日 ・会場 とねミドリ館 ・講師 荻本雅子先生「みんな大事な命～取材現場より～」 ・参加者 市職員, 教職員など 704 名 	生涯学習課 人権推進課
10. 男女共同参画の視点にたった生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	○講師登録人数 366 人 依頼のあった団体等へ情報を提供	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気軽に楽しみ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	ニュースポーツ等のレクリエーション大会を開催し、子供から高齢者、男女問わず楽しめるよう努めました。	社会体育課
	子どもを持つ親のため、一時保育付き講座の開催方法を検討します。	毎回の家庭教育講演会等において、託児室を設置。	生涯学習課

計画目標3 家庭・職場等における人権の尊重

(1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

I-3-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
11. 家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	DV（配偶者やパートナーからの暴力）防止と被害者保護のため、関係機関との連携を図り、広報やパンフレット配布により普及・啓発をします。	将来を担う高校生を対象に、DV やデート DV への理解を深め、未来の DV 被害者・加害者を生まないための意識啓発を実施した。 ○11月19日 デート DV 防止講演会「お互いを尊重しあえる関係を築くために～デートDVって何？～」(協力/内閣府、茨城県立古河第二高等学校) ・講師 竹内由紀子(DV 加害者プログラム&デート DV 防止プログラムファシリテーター) ・対象 茨城県立古河二高等学校第 1 学年	男女共同参画室

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

I-3-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
12. 職場・学校・地域活動における防止対策の推進	事業所等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての意識啓発を図ります。	未実施。	男女共同参画課

(3) 被害者の保護や支援体制の充実

I-3-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
13. 被害者に対する相談体制の充実 《次頁へ続く》	各相談窓口との連携を図り、早期問題解決につなげます。 ・健康相談 ・訪問等による相談 ・家庭児童相談・地域児童相談 ・法律相談 ・人権相談	成人健康相談：12 回/年実施 随時、保健師による面接、電話、訪問等による相談を実施。関係機関と連携を図りながら、早期問題解決につなげている。	健康推進課
		総合福祉相談課において、家庭児童相談員、婦人相談員、自立生活支援相談員及び専門職を配置し、庁内の各種相談とも連携、連絡調整、情報の共有化を図る体制をとっている。	総合福祉相談課
		無料法律相談の実施 ・古河庁舎 月 2 回 ・総和庁舎 月 1 回 ・三和庁舎 月 1 回 総件数 357 件（うち家族に関する事 94 件、その他 263 件）	市民サービス課 市民相談センター

13.	被害者に対する相談体制の充実《続き》		<p>○人権擁護委員による人権相談</p> <p>【定例相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施 4. 5. 7. 9. 10. 11. 3 月の第 2 水曜日 ・会場 古河・三和庁舎 ・時間 13 時～15 時 <p>【特設相談】人権擁護委員の日に係る相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施 6/1 ・会場 古河・総和・三和庁舎 ・時間 10 時～15 時 <p>【人権週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施 12/6 三和庁舎、12/7 総和庁舎、12/9 古河庁舎 ・時間 10 時～15 時 <p>○「子供の人権 SOS ミニレター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の児童生徒全員に配布 	人権推進課
		離婚・DV・セクハラ・子育て・女性の生き方等，女性の人権を考えた相談事業を充実するとともに，市民への周知を図ります。	平成 21 年 4 月 1 日より、女性相談事業を総合福祉相談課へ移管、窓口を統一した。また、高校生を対象としたデート DV 防止講演会を開催して意識啓発を図るとともに、その内容を広報に掲載した。	男女共同参画室
			現在、婦人相談員を総合福祉相談課に 2 名配置している。また、市として「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV 被害者の自立支援も含めた支援を行っている。古河市ホームページにて広報周知している他、女性相談のパンフレット、啓発グッズ等を作成し配布した。	総合福祉相談課
14.	被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携	県婦人相談所等公的機関との連携を図り，被害者の保護や自立支援のための方策を検討します。	<p>県の婦人相談所とは、常に連絡連携を図っている他、県の実施する研修等にも積極的に参加した。</p> <p>平成 21 年 4 月 1 日より、女性相談事業を総合福祉相談課へ移管、窓口を統一した。</p>	総合福祉相談課
		DV 及びストーカー行為等の被害者の保護のため，関係機関等と連携を図り，住民基本台帳事務における支援措置を行います。	申請書に基づいた内容で、正確かつ安全な支援に配慮した。	市民課
		防犯意識の高揚と防犯灯の設置など，女性が被害者となりやすいひったくり等予防のための地域防犯活動の支援・充実を図ります。	古河市と古河警察署が事務局となり古河市被害者支援連絡協議会を設置し、犯罪被害者の支援を図っている。また、ひったくり犯罪等は被害者の大部分が女性であり、その防止のため、地域の要望を受け予算の範囲内で防犯灯の整備を行う。	交通防犯課

(4)メディアにおける人権の尊重

I-3-(4)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
15. メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	男女共同参画の機会となる講演会等情報を積極的に発信。 情報紙モニター制度を導入後、3名のうち2名を女性モニターとしました。	広報室
16. 情報を活用できる能力の向上の促進	情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）育成のための学校教育を推進します。また、市民に対する学習機会を提供します。	小学校の総合的な学習の時間、中学校の技術科等において、情報活用能力を育成する。	指導課
		未実施。	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

計画目標1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1) 女性の政治への参画促進

Ⅱ-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
17. 女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	10月23日ふれあいスポーツセンターで行われた三和産業祭において、古河市明るい選挙推進協議会の会員と選挙管理委員による街頭啓発を行い、啓発物品を配布しながら選挙への参加を呼びかけ、関心を高めた。	選挙管理委員会
		未実施。	議会事務局
		未実施。	男女共同参画室
	市民模擬議会の開催や体験を通し、市政についての理解を深め、優れた意見や提言を市政に反映させます。	未実施。	議会事務局
		市議会定例会に関する案内を行い、市議会への傍聴者を募った。	男女共同参画室

(2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

Ⅱ-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
18. 各審議会等への女性委員の積極的登用	各審議会等への女性委員の登用を促進し、平成23年度までに女性委員の割合を35%とするよう努めるとともに、すべての審議会等に女性委員の登用を促進します。	【地方自治法第202条の3に基づく審議会等】 ・ 審議会の数：24 ・ 委員の数：427人 ・ 女性委員の数：100人 ・ 割合：23.4% ・ 女性委員不在の審議会等：4 【地方自治法第180条の5に基づく委員会等】 ・ 委員会の数：6 ・ 委員の数：51人 ・ 女性委員の数：1人 ・ 割合：2.0% ・ 女性委員不在の委員会等：5 【合計】 ・ 委員の数：478人 ・ 女性委員の数：101人 ・ 割合：21.1% ・ 女性委員不在の審議会委員会等：9 (平成22年4月1日現在)	男女共同参画室
		○古河クリーンセンター運営協議会 ・ 委員8名(内2名 女性) ・ 任期 平成22年4月1日～平成24年3月31日	環境施設管理室

		○都市計画審議会委員 ・委員の数：16名 女性の数：3名 ・割合：18.7% 任期が24年3月までのため、委員改選時に検討したい。	都市計画課
		①片田南西部土地区画整理審議会 ・委員10名うち女性委員1名(任期5年) ②古河駅東部土地区画整理審議会 ・委員15名うち女性委員0名(任期5年)	区画整理課
	女性の市政への参画の促進と、幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。	市民公募を行っている審議会等の数：5 (平成22年4月1日現在)	男女共同参画室
	各審議会等における女性委員参画状況を把握し公表します。	広報古河8月号に平成21年度の参画状況を公表した。	男女共同参画室
	各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	各審議会等における女性代表の数1名 (平成22年4月1日現在)	関係各課

(3) 市政への男女共同参画の促進

Ⅱ-1-(3)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
19. 市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及びホームページにより市政に関する情報の提供を充実します。	広報紙において男女共同参画の特集を3回、計6ページ掲載しました。	広報室
	市民の皆さんからの意見や要望を聴いて市政に反映させるため、市政懇談会を開催します。	施策説明会を各地区において8回開催した。	企画課
	市民の皆さんからの意見・提言などを計画的、継続的に収集し、施策の立案などに活用するための市政モニター制度を検討します。	市民からの意見・提案を古河市ホームページ、投書箱、電話などで受付し、施策の立案等に活用している。	市民サービス課 市民相談センター
	重要な計画の策定時などにおける、パブリック・コメントを実施します。	5件実施し、「第一次古河市総合計画後期計画(素案)」のとき57件、「古河市環境基本計画(素案)」のとき3件、「古河市景観計画策定に係る「景観づくりの羅針盤(素案)」のとき1件の意見が寄せられた。 ※詳細は市HP参照	企画課

(4)女性の人材発掘と情報収集・提供

Ⅱ-1-(4)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
20. 女性の人材発掘と情報収集	女性の市政への関心を高め、各分野への登用を促進するため、女性人材バンクを設置し、人材発掘のための情報の収集・提供を図ります。	<p>「古河市女性人材バンク」</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古河市に在住または在勤する 18 歳以上の女性（高校生を除く） ・市政に関心があり、市の発展に貢献する意欲のある方 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お知らせページ 6 月 1 日号に募集記事掲載 ・募集用紙を女性団体等へ通知 ・市ホームページ掲載 <p>○登録：10 名</p>	男女共同参画室
		未実施。	生涯学習課
		未実施。	企画課
21. 女性の人材育成を目指す研修機会の提供	女性の人材育成を目指すため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会を提供します。	<p>【セミナー開催概要】</p> <p>○7 月 17 日 「自分を磨く！～美しいマナーと素敵なウォーキング～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 佐藤美代子（マナー講師・ウォーキングインストラクター） ・対象 市民 ・参加 26 名（うち男性 2 名） <p>○8 月 21 日 「出産・育児は女性を磨くチャンス！～ワーク・ライフ・ミックス～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 光畑由佳（㈱モーハウス代表） ・対象 市民 ・参加 54 名（うち男性 4 名） <p>○11 月 19 日 デート DV 防止講演会「お互いを尊重しあえる関係を築くために～デート DV って何？～」(協力/内閣府、茨城県立古河第二高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 竹内由紀子(DV 加害者プログラム&デート DV 防止プログラムファシリテーター) ・対象 茨城県立古河二高等学校第 1 学年 <p>【国や県主催の研修機会の提供】</p> <p>「茨城県ハーモニーフォーラム」等のイベントや「ハーモニーフライトいばらき」等の各種研修、内閣府及び茨城県女性プラザ等で開催される講演会の情報をお知らせページやホームページに掲載し、また、女性団体等へ通知した。</p>	男女共同参画室
		未実施。	生涯学習課

	県ふるさと女性大学「葦の会」6回の 講座開催。	
--	----------------------------	--

		農政課
--	--	-----

計画目標2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

Ⅱ-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
22. 固定的性別役割分担意識の解消	性別による役割分担意識の解消を図るとともに、広報や各種講座による意識の改革を図ります。	<p>【セミナー開催概要】</p> <p>○7月17日 「自分を磨く！～美しいマナーと素敵なウォーキング～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 佐藤美代子（マナー講師・ウォーキングインストラクター） ・対象 市民 ・参加 26名（うち男性2名） <p>○8月21日 「出産・育児は女性を磨くチャンス！～ワーク・ライフ・ミックス～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 光畑由佳（旬モーハウス代表） ・対象 市民 ・参加 54名（うち男性4名） <p>○11月19日 デート DV 防止講演会 「お互いを尊重しあえる関係を築くために～デートDVって何？～」(協力/内閣府、茨城県立古河第二高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 竹内由紀子(DV 加害者プログラム&デート DV 防止プログラムファシリテーター) ・対象 茨城県立古河二高等学校第1学年 <p>【共催事業】</p> <p>○3月5日 レイクエコー茨城県女性プラザと8市合同開催事業「お父さんといっしょ～パパといっしょにクッキング in こが」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加 父と子8組(20人) ・会場 とねミドリ館調理室 <p>【広報古河掲載】</p> <p>8月号 男女共同参画プラン平成21年度の取組状況、国男女共同参画週間、市講演会実施等</p> <p>1月号 古河市男女共同参画週間、デートDV、ワーク・ライフ・バランス、改正育児・介護休業法等</p> <p>3月号 「パートナーシップ in 古河」開催、男女共同参画古河市民ネットワークの登録者と名称募集</p>	男女共同参画室

	日常生活において、男性が積極的かつ気軽に家事等に参加できるようにするため、男の料理教室等の生活講座を開催します。	公民館等施設において、男性が気軽に参加できるように講座内容を工夫し、男性の初心者を対象とした「はじめての男めし」、簡単に作れる「男の家庭料理」、栄養やカロリーを考慮した「男の食育厨房」を各1講座（計24回）実施した。	社会教育施設管理課
	家庭内の男女共同参画を進めるとともに、男女を対象にした育児・介護講座、両親学級等を開催します。	○両親学級の開催 ・開催数：6回 ・参加者数：父119名、母129名 ・内容：赤ちゃんの沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」 父親による妊婦体験（ジャケットの着用）等 ○子育て創生事業の開催 ・開催回数：1回 ・参加者数：17名（男性8名 女性9名） ・内容：自分の未来を考えよう、妊婦体験（ジャケットの着用）、赤ちゃんのお世話の実習等。	健康推進課
		講座「みんなで支える介護保険」9回開催。 ・延162名参加	介護保険課
		【家族介護支援事業】 ○介護支援講座（認知症の理解・お口の手入れ・食べやすい食事等、介護の方法の習得及び介護者同士の交流会や情報交換の実施） ・年7回実施 ・参加延べ人数 116名	高齢福祉課地域包括支援センター

(2) 地域・社会活動への男女共同参画の促進

Ⅱ-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
23. 男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成支援を行います。	地域づくり活動支援事業補助金、コミュニティ活動助成金を交付している。	自治振興課
	市民が自主的に行う公益的な活動に対し、助成制度を定め適正に運用することで、NPOやボランティアの育成と支援を行います。	市民活動支援センターの利用方法の簡素化を実施し、利用団体数が増加した。 コミュニティレンタル事業として各種事業に必要な備品の貸出を実施している。	自治振興課
	環境保全の推進のため、市内で活動する環境団体への女性参画を進める支援などを検討します。	未実施。	環境政策課

		地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	セーフティーマイタウンチームや地域団体による様々な防犯活動が年間を通して行われており、女性もその中心的な役割を担い、積極的な活動が行われている。	交通防犯課
24.	女性リーダー養成事業の推進	男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	国や県、茨城県女性プラザ等で行われる講演会やセミナーの情報をお知らせページや市ホームページに掲載するとともに、女性団体へ情報提供を行った。	男女共同参画室
		男女共同参画社会実現のために、全国規模の日本女性会議等への市民の参加を支援します。	内閣府及び茨城県女性プラザ等で開催される講演会の情報をお知らせページやホームページに掲載。また、女性団体等へ情報を通知し参加促進をした。 【国】 ・内閣府男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 8名参加 【その他】 ・日本女性会議 2010 きょうと 3名参加	男女共同参画室
		地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	各地区長主催の座談会において、多くの自主的団体が地域社会へ参加できる方法として地区コミュニティの推進を図っている。	自治振興課
25.	消費者活動への男女共同参画の促進	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するため、消費生活相談員の育成を図るなど消費生活センターの充実に努めます。	H22 年度相談件数 721 件。 弁護士やクレーム対応専門講師による勉強会を実施し消費生活相談員の育成を図った。市のホームページや広報誌による消費生活センターの PR にも力を入れた。	商工政策課
		消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図るとともに、市民生活にかかる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	消費者団体と共同し広報誌「消費者の窓」を発行、消費者問題への取り組みや団体の紹介を行った。消費生活展を関東ド・マンナカ祭内で開催。食料自給率について展示発表を行う。	商工政策課

基本目標Ⅲ いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標1 雇用の場における男女平等の実現

(1) 雇用の場における男女の均等な機会の確保

Ⅲ-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
26. 職場における男女の均等な機会の確保及び積極的改善措置の促進	雇用条件や職務内容の男女平等を実現し、働きやすい職場にするため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制度が職場で十分生かされるよう、広報・啓発に努めます。	『育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて』のパンフレット配布 【広報古河掲載】 1月号 ①ワーク・ライフ・バランスの実現を！ ②改正育児・介護休業法について	商工政策課 男女共同参画室
	男女共同参画の意識啓発のため、工業会等と連携し、情報交換等を行います。	雇用対策委員会、市政懇談会等での情報交換 ○6月23日 講演会「落語で考える～男女共学じゃないと、男女共同参画じゃない？」 ・講師 阪本真一(つるがしま落語会) ・参加 79名(うち男性25名) (商工会青年部 23名、商工女性部 22名)	商工政策課 男女共同参画室
	職場における方針決定の場に女性が多く参画できるよう、女性代表の就任促進を図ります。	未実施。	男女共同参画室
	茨城県産業技術専門学院等が開催する職業能力開発のための技術講習会等の情報の提供を図ります。	ポスターの掲示、パンフレット等の配布。	商工政策課

計画目標2 多様な働き方を可能にする環境の整備

(1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

Ⅲ-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
27. 農業や商工業等の自営業に対する男女共同参画の促進	固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消し、対等なパートナーとして男性とともに経営に参画出来るよう、男女共同参画意識の啓発を図ります。	市内で開催された祭事における啓発活動にあたり、一般客の他、出展している店舗に対しても資料を配布し、啓発活動を行った。	男女共同参画室
	女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的とする「農山漁村女性の日」（3月10日）の普及促進を図ります。	女性の農業経営参画及び女性起業の推進を図り、「古河市女性起業ネットワーク委員会食遊三和」が26回の研修会議の開催、「認定農業者連絡協議会総和・三和女性部会」が14回の研修会議の開催、「総和地恵の和会」が13回の会議研修の開催	農政課
	商工会議所・商工会女性部への活動支援を行います。	未実施。	商工政策課
	中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	自治金融、振興金融の融資あっせん、保証料及び利子の補給。	商工政策課
28. 家族経営協定の締結促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結推進を図ります。	家族経営協定の推進（5経営体締結） 農業経営への女性参画を推進する女性団体（パートナーシップ活動委員会）への支援。 （平成22年度会議10回開催）	農政課
	農業者の老後生活の充実を図るため、農業者年金の加入の促進を図ります。	農業者年金制度周知及び加入推進のため、農家世帯ヘリーフレットの配布を行う。	農業委員会
29. 女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行います。	○坂東地域農業改良普及センター主催・パソコン簿記講座 年5回開催・加工講座 2回開催・ニガウリカレッジ 5回開催	農政課
		農業者に対する支援については、農政課で実施しており、商工政策課での計画はない。	商工政策課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業士の育成を図るとともに農村女性大学等の参加促進や女性農業士の海外体験研修への参加を促進します。	坂東地域農業改良普及センター主催「アグリセミナー」の10回の講座開催 女性農業士会坂東支部主催の「ドリーマーアグリカルチャー」を1回実施	農政課

(2) 就職・再就職に対する支援

Ⅲ-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
30. 就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク（職業安定所）等との連携を図り，求人情報を提供します。	各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布および掲示板の更新(毎週)	商工政策課
	女性の就業機会を高めるため，委託事業等による再就職のための支援，及び，パートタイム就労希望者等に対する相談や情報の提供を行います。	『子育てママ再就職支援事業』，『マザーズコーナー・就職実現プラン』等チラシの配布	商工政策課
		県主催「女性のための創業支援セミナー」等の情報を男女共同参画推進会議、女性団体等へ提供した。	男女共同参画室

(3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

Ⅲ-2-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
31. 労働時間短縮等の労働環境の整備	事業所に対して，週 40 時間労働制の周知・徹底を図り，工業会・商工会・商工会議所への情報提供を行います。また「働く女性の家」等，勤労者のための施設の活用を図ります。	勤労青少年ホーム及び働く女性の家においては、平日夜間に開催する講座を開設。	商工政策課

計画目標3 仕事と家庭の両立支援

(1) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

Ⅲ-3-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
32. 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。また、育児・介護に関する講座の開催や相談、情報の提供を行います。	【セミナー開催】 ○8月21日 「出産・育児は女性を磨くチャンス！～ワーク・ライフ・ミックス～」 ・講師 光畑由佳 (南モーハウス代表) ・対象 市民 ・参加 54名 (うち男性4名)	男女共同参画室
		○マタニティスクールの開催 ・1コース3回、年6コース。 ・参加延べ人数 243人。 〈妊娠編〉妊娠中の過ごし方、妊婦体操 〈安産、母乳編〉お産のすすみ方、呼吸法、マッサージ法 〈育児編〉産後の生活と赤ちゃんの保育、先輩ママとの交流	健康推進課
		講座「みんなで支える介護保険」9回開催 ・延 162名参加	介護保険課
		【家族介護支援事業】 ○介護支援講座 (認知症の理解・お口の手入れ・食べやすい食事等、介護の方法の習得及び介護者同士の交流会や情報交換の実施) ・年7回実施 ・参加延べ人数 116名	高齢福祉課地域包括支援センター
33. 事業所等における育児・介護休業制度の導入の促進	労働時間の短縮等、男性の働き方を見直し、固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児・介護休業取得の促進を図ります。	『仕事と生活の調和』に関するパンフレットによる周知	商工政策課
		未実施。	男女共同参画室

(2) 地域における子育て支援体制の充実

Ⅲ-3-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
34. 多様な保育サービスの充実と子育て支援	社会全体で子どもと子育てを支援する取り組みを明らかにするため、次世代育成支援行動計画を策定します。	H22～H26 次世代育成支援地域行動計画画書 (後期) 策定	子ども福祉課
	延長保育・特定保育・一時保育・休日保育・病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	・延長保育補助金として私立保育所 14ヶ所に交付 (73,600千円) ・一時・特定保育補助金として私立保育所 9ヶ所に交付 (13,860千円) ・その他特別保育補助金を私立保育所に交付	子ども福祉課

	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	小学校6年生までの乳幼児・児童等の子育て支援等を指定管理者により実施。 ・施設利用者数 3,988 人 ・会員登録数 194 人	子ども福祉課
35.	子育てにおける男女共同参画意識の普及と啓発	子育てにおける男女共同参画意識の普及・啓発のため、子育て実践講座・育児教室等を開催します。	健康推進課
		○両親学級の開催 ・開催数：6 回 ・参加者数：父 119 名、母 129 名 ・内容：赤ちゃんの沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」 父親による妊婦体験（ジャケットの着用）等 ○子育て創生事業の開催 ・開催回数：1 回・参加者数：17 名（男性 8 名 女性 9 名） ・内容：自分の未来を考えよう、妊婦体験（ジャケットの着用）、赤ちゃんのお世話の実習等	

(3) 地域における介護支援体制の充実

Ⅲ－3－(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
36. 介護サービス体制の促進	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立を支援するため、介護に関する相談及び情報提供など、高齢者の多様なニーズに対応した各種サービスの充実を図ります。	介護に関する相談に応じて介護保険法に基づいたサービス利用等随時情報提供を行う。	介護保険課
		○歯科医師会主催：講演会「健康で長生きはお口から、ケア上手は長生き上手」 講師：小野寺鏡子・斉藤英雄歯科医師、佐竹幸栄・大島宏子歯科衛生士、横山恵美保健師 参加者数：89 人 ○介護予防教室（出前型）⇒30 回 参加者数：871 人、相談人数：317 人 ○さわやか教室⇒60 回 参加者数：1,072 人 ○認知症サポーター養成講座⇒5 回 参加者数：157 人	高齢福祉課 高齢福祉課・地域包括支援センター

基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせる生活環境の整備

計画目標1 生涯にわたる健康支援及び安全の確保

(1) 生涯を通じた健康に関する意識の浸透

Ⅳ-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
37. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	母性保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、広報・啓発活動に努めます。	小中学校から依頼のあった性教育等を通して、性に対する正しい知識の普及を図った。 男女のからだのしくみ、妊娠のしくみなどの性教育を実施、併せて赤ちゃんふれあい体験を実施し、母性を育むきっかけとした。	健康推進課
	男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実や、思春期における性に関する相談と学習の機会の提供に努めます。	・小学校4年生からの体育、中学校の保健体育等において性教育を充実する。 ・児童生徒の発達段階に応じて、学級活動における心身の健全な発達・男女の理解といった題材での性教育等を実施する。	指導課

(2) 母性保護と母子保健サービスの充実

Ⅳ-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
38. 母性保護に関する広報活動の充実	女性が自分の健康を自ら管理出来るようになるため、性に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくり協力員による地域への啓発に努めます。	小中学校から依頼のあった性教育等を通して、性に対する正しい知識の普及を図った。	健康推進課
39. 母子保健サービスの充実	母子保健訪問指導の実施や母親教室の開催、母子健康手帳の交付など母子保健サービスの充実に努めます。	母子健康手帳の交付:1165件 母子健康手帳の交付時、面接相談を実施。その際に、当市で行っている母子保健サービス（マタニティスクールや両親学級、乳幼児健診や乳幼児相談等の開催）を紹介。事業対象者には、個別通知や広報周知等の勧奨した。妊産婦や乳幼児等の個別訪問指導も実施した。	健康推進課
40. 母子に対する医療サービス体制の充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図ります。また、妊婦・乳児健康診査受診票等の配布を行います。	妊婦健康診査の受診票の交付は、一人あたり14枚。交付件数は、延べ16126件 乳児健康診査受診票（生後9～11ヶ月児）の交付は、1215件。 小児救急医療体制については、近隣市町村との輪番制を導入し、実施している。	健康推進課

(3)心身の健康保持・増進への支援

IV-1-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
41. 健康管理の推進と健康に関する啓発活動の充実	市民の健康づくりの基礎となる栄養改善を住民自らが推進するため、食生活の改善や、ヘルストレーニング等の推進を図ります。また、健康づくり協力員による地域への啓発に努めます。	食育の啓発・普及のための健康教育や食生活改善推進員による地域での伝達講習会を実施し、栄養改善の推進を図った。食育講演会も開催した。健康づくり協力員も乳児訪問や保健事業の広報活動を実施、保健事業の推進を図った。また、通常のトレーニングに加え、各種予防体操、体力測定等のプログラムを実施した。	健康推進課
42. 健康づくりに関する相談体制の充実	精神保健相談の充実や生活習慣病に関する相談の実施、女性特有の病気に関する相談体制の充実など、ライフステージに応じた健康相談の充実を図ります。	こころの健康相談：年 11 回開催 相談延べ人数 19 人、随時精神保健相談を実施。 生活習慣病に関する相談として、成人健康相談、検診後の事後指導、随時電話相談などを実施。	健康推進課
43. 薬物乱用防止等に関する啓発活動の実施	エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及・啓発及び検査を実施し、蔓延の防止を図るとともに、覚せい剤等薬物乱用の害についてのPRの充実を図ります。	小中学校から依頼にあった性教育等をとおして、性感染症に対する正しい知識の普及を図る。また青少年などに対する啓発を一層強化し、薬物乱用の根絶をポスター等で啓発活動を実施した。	健康推進課
		覚せい剤等薬物乱用の害についてのPRについては、古河市が支援する猿島地区更生保護女性会を中心に実施している。H22年度は同会主催で薬物乱用に関する講演会をユースセンター総和で実施。チラシ配布などの啓発実施。	総合福祉相談課
	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発活動を実施します。	成人健康相談、健診結果の健康相談等に飲酒や喫煙による体の影響等を説明又は指導を実施した。	健康推進課

(4)生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

IV-1-(4)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
44. 各種団体及び指導者等の育成	各種団体組織と連携を図り、女性指導者や障害者団体の育成に努めます。	体育の実技指導やニュースポーツの普及のため、体育指導委員会（女性委員約 20%、5 名）を設置し、市民のスポーツ普及に努め、年 3 回程度の事業を開催している。	社会体育課
45. 生涯スポーツの推進	子どもから高齢者までの誰もが、いつでもどこでも自分の好みや能力に合わせて気軽に楽しむことができる「生涯スポーツ」を推進するとともに、高齢者スポーツ大会等への参加促進を図ります。	市主催大会、体育協会主催大会を開催している中で、競技スポーツやレクリエーションスポーツ大会等を開催しました。又、誰もが気軽に参加できるよう、利用者ニーズに合わせたスポーツ教室を開催しました。	社会体育課

		老人クラブ連合会の実施するスポーツ大会等に財政支援をした。	高齢福祉課
46.	スポーツ施設の設備の充実	市内小中学校の体育施設を夜間開放します。また、スポーツ施設の整備・充実に努めます。	社会体育課
		<p>○市内小中学校の体育館・柔剣道場・屋外運動場を開放しました。</p> <p>【古河地区】 小学校（7校）－体育館・屋外運動場</p> <p>【総和地区】 小学校（10校）－体育館・屋外運動場 中学校（3校）－体育館・柔剣道場</p> <p>【三和地区】 小学校（6校）－体育館・屋外運動場 中学校（3校）－体育館・柔剣道場</p> <p>○市内スポーツ施設の整備を行いました。</p> <p>古河市民球場－防球ネットの増設 古河テニスコート－人工芝の張替（4面） 上大野グラウンド－屋外トイレの新設・防護マットの設置 三和野球場－グラウンドの整備 サッカーゴールポストの購入 卓球台の購入</p>	

(5) 防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮

IV-1-(5)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課	
47.	防災分野における女性参画の拡大	平成22年10月1日に女性消防団員7名を委嘱し、本部付団員として組織した。	消防防災課	
48.	災害時における市民への配慮	避難所運営や救援・復興支援に女性の参画や視点を組み込んだ防災計画を策定します。	消防防災課	
		性別に配慮した避難所設計とオムツ・粉ミルク・非常食等の備蓄を行います。	未実施（未購入）	消防防災課
		着替え・授乳のスペースの確保、夜間トイレ時の安全確保等、女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成します。	女性に配慮した避難所運営マニュアルを今後作成していく。	消防防災課

計画目標2 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもが健やかに育つ環境整備

IV-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
49. 公園・遊び場等の整備	すべての人が活動できる公園・遊び場等の環境を整備し、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。	都市公園 3ヶ所（古河地区 1）（総和地区 2）開発公園 2ヶ所（総和地区 2）が増えました。 新設公園整備についてはバリアフリー化を実施しています。	公園緑地課
50. 防犯体制の充実	防犯意識の高揚と防犯灯設置など、犯罪が起きにくい環境整備に努め、青少年健全育成対策の充実を図ります。	年間を通じて出前防犯教室等を実施し、犯罪に遭わない、遭った場合にも被害者にならないための防犯意識の高揚と啓発に努めている。 また、防犯灯の設置等を推進し、犯罪が起きにくい環境整備に努めている。	交通防犯課
		<ul style="list-style-type: none"> ○環境浄化活動「有害図書等自販機の立入調査」2ヶ所実施 ○環境浄化活動「白ポストの設置・管理」 ○環境浄化活動「青少年の健全育成に協力する店」H22 年度登録店舗 249軒 ○「こどもを守る 110 番の家」H22 年度登録軒数 3,221 軒 ○「地域のおじさん、おばさん」活動事業 	生涯学習課

(2) 児童虐待防止事業の充実

IV-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
51. 児童虐待防止に向けた意識啓発	育児不安の親への相談体制の充実を図り、乳幼児や児童の健全育成と福祉について援護するため、乳幼児健診や家庭訪問等の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○生後 4ヶ月までの赤ちゃん訪問などの実施。 訪問延べ件数 946 件。 ○乳幼児健診（3ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児）の実施。 健診後の要観察児のフォローのための、電話相談・家庭訪問を実施した。 	健康推進課
		11月の児童虐待防止推進月間において、古河市虐待DV対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）を行った。市役所の庁舎他、5箇所にオレンジリボンキャンペーンコーナーを設置。ポスター・チラシ・啓発グッズ（ボールペン）の配布、広報による周知などにより、市民に児童虐待防止を呼びかけた。	総合福祉相談課

		市福祉部や筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応する。	指導課
52.	地域における早期発見のための支援体制の整備	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所・民生委員・児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	総合福祉相談課

(3) 子どもに関する相談支援体制の整備・充実

Ⅳ-2-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
53. 子どもに関する相談支援体制の整備充実	現在子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	総合福祉相談課において、要保護児童等の相談を行っている。また、健康推進課で行われている乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業とも連携し、ケース検討などを一緒に行うなど協働体制をとっている。	総合福祉相談課
		○乳幼児健康相談 3 地区にて月 1 回 年間 36 回実施 相談延べ件数 2,782 件 随時、関係機関と連携を図った。	健康推進課
	スクールカウンセラー配置による相談体制や、青少年電話相談事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・県派遣スクールカウンセラーを配置し活用する。(中学校 9 校及び小学校 3 校) ・古河市教育支援センター (3 ルーム) における学校心の相談員等による電話相談の充実を図る。 	指導課
		○青少年電話相談 H22 年度 16 件	生涯学習課

計画目標3 高齢者・障がい者等に対する自立支援

(1) 高齢者が健やかに暮らせる環境の整備

IV-3-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
54. 高齢者の社会参画の促進	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、高齢者クラブ等の活動を促進します。	シルバー人材センターの活動を支援した。 高齢者クラブの活動に対して助成した。	高齢福祉課
55. 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、一人暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。また、虐待防止と権利擁護を推進します。	地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を整備した。これにより要介護の認知症高齢者の方に対するサービスの充実が図られた。	介護保険課
		地域包括支援センターの「総合相談」において、市高齢福祉課、病院、デイサービス事業所、民生委員、警察、在宅介護支援センター等、関係機関との連携により、高齢者虐待に対応した。権利擁護についても、「総合相談」において社会福祉協議会と連携し、「権利擁護事業」の推進を図った。	高齢福祉課地域包括支援センター
		ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に対して各種サービス（給食サービス・愛の定期便・緊急通報システム等）を実施した。	高齢福祉課

(2) 障害を持つ人に対する支援

IV-3-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
56. ノーマライゼーション理念に基づいた施策の推進	障害者基本計画を策定するとともに、障害のある人が特別視されることなく社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	・障害者の社会参加について、市広報及び団体等を通じて市内に広く周知 ・要約筆記奉仕員養成講座の開催	障害福祉課
57. 障害者（児）施設の充実・社会参加支援	障害者施設等のバリアフリー化を推進し、障害者に対して交通手段の確保や、住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。	・聴覚・言語障害者のコミュニケーションについて手話通訳等の派遣 ・重度障害者の外出支援等地域生活支援事業によるサービス支援 ・ふれあい広場、各種スポーツ大会等への参加	障害福祉課

(3)ひとり親家庭等への支援

IV-3-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
58. 生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援, 社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭(母子・父子・未婚の母子)への助成(児童育成手当・児童扶養手当・医療費)を行い, 就職・再就職のための情報を提供します。	【児童扶養手当】平成 22 年 8 月 1 日号広報お知らせページに掲載し, 制度内容を周知した。	子ども福祉課
		ひとり親世帯の医療費助成(所得制限有)を実施。	保険年金課
59. 相談事業等の充実	家庭児童相談及び生活困窮者に対する相談体制の充実を図り, 児童虐待防止対策の充実を図ります。	総合福祉相談課においては, 相談担当職員を 4 名(内社会福祉士 3 名)配置して, 総合福祉相談事業、家庭児童相談事業、配偶者暴力相談支援センター事業、地域ケアシステム推進事業、住宅手当緊急特別措置事業を所管し、生活困窮者の相談を含めて総合的な相談を受けられる体制をとっている。	総合福祉相談課

基本目標Ⅴ 国際的協調と国際理解の推進

計画目標1 国際社会への参画促進

(1) 国際的協調の推進

V-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
60. 国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報を提供します。	内閣府が発行しているパンフレット及びポスターを各庁舎等に設置、掲載した。	男女共同参画室

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

V-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
61. 市内在住外国人への支援	国際交流の目的を明確にし、国際交流協会などの設置を検討します。	H20年6月3日に古河市国際交流協会が設立された。	企画課
	在住外国人に対して、ボランティア講師による日本語・日常生活における心配事や困りごとの相談に応じます。	国際交流協会の生活支援部会において、三地区統一した生活相談を実施している	企画課
62. 相談体制の整備・充実	外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における心配事や困りごとの相談に応じます。	国際交流協会の生活支援部会において、三地区統一した生活相談を実施している	企画課
63. 外国語による公共表示の推進及び情報の提供	外国語による公共表示の整備をします。	未実施。	各施設等管理担当課
	外国人向けの生活ガイドブックの作成を検討します。	「ようこそ古河へ」という生活ガイドブックを日・英・ポルトガル・タガログ・タイの5ヶ国語に対応したものを見直し修正した。	企画課
	市公式ホームページに、外国語のページを追加します。	ホームページ内のリンク集で国際交流協会のページを紹介。	広報室

(3) 国際理解と国際交流の推進

V-1-(3)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
64. 国際理解と国際交流の推進	外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進など、小・中学校における外国語教室の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に6名、中学校に9名のALTを配置し、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図る。（市内全小中学校32校） ・英語サポーターによる放課後補習の充実を図る。（中学校9校） ・外国人等児童生徒に対する日本語指導員等の派遣による国際理解教育の推進を図る。 	指導課
	国際友好交流都市との交流支援や、在住外国人と交流会を開催します。	12月5日に在住外国人との交流会（「ウインターフェスティバル2010」）を実施。	企画課

65.	国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師の養成講座を開催します。	9月2日～10月7日の全5回実施。21名が修了証書を授与された。	企画課
		外国語通訳・翻訳ボランティア登録制度を検討します。	一般コース3名受講。中国語通訳コース2名受講。	企画課

(4) 国際平和・地球環境保全への貢献

V-1-(4)

具体的施策	実施事業	平成22年度実施状況	担当課
66. 国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真展及び非核平和映画会を開催し、非核平和ポスター、作文の募集・表彰・展示等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○非核平和パネル(広島・長崎原爆写真)展 各庁舎：7月22日～8月31日 ○非核平和映画会『象のいない動物園』 中央公民館：8月8日 ○非核平和ポスター・作文募集事業 7月 対象：市内小中学校 小学6年、中学1年、中学2年 ○非核平和ポスター展 各庁舎：11月29日～1月6日 ○非核平和作文集発行(市内小中学校及び各施設へ配布) 2月中旬 男女構成比率：52.3%(21人中11人が女性) 	総務課
	地球温暖化などの地球環境問題の解決に向けて、身近な地域から地球環境にやさしい社会づくりを進めます。	○古河市環境基本計画策定(23年3月) ※「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」に掲げる基本理念を具体化するもので、23～32年度を目標年度としている。	環境政策課
	環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得を継続し、環境負荷を最小限に抑える仕組みを構築します。また、市民へのイメージアップ、コストダウン、職員の環境意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001は返上済(20年3月) ○市役所の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する古河市地球温暖化対策実行計画を策定し(20年2月)、市役所のエネルギー使用量を把握し、地球温暖化対策の充実を図っている。 	環境政策課
	水に対する認識を深めてもらうため、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○思川浄水場施設見学：古河二小、下大野小、古河四小、中央小、古河六小、上辺見小、古河一小、西牛谷小、古河五小、古河三小、下辺見小、市外小学校4校、4自治会 計1,049名 ○三和浄水場：上大野小、八俣小、名崎小、仁連小、駒込小、諸川小 計349名 	水道課

	<p>水質浄化への意識啓発のため、小中学生等を対象にした下水道促進コンクールを行います。</p>	<p>下水道促進週間コンクール作品参加 学校数</p> <p>ポスター・絵画 22 校 (320 枚) 作文 13 校 (178 点) 書道 22 校 (2,008 点) 新聞 2 校 (2 枚) 標語 14 校 (744 点)</p>	<p>下水道総務課</p>
--	--	--	---------------

基本目標Ⅵ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標1 市民による推進体制の整備

(1) 市民ネットワークの推進と活動支援

Ⅵ-1-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
67. 市民ネットワークの整備・促進	自主団体による男女共同参画ネットワークを整備します。	○2月7日 男女共同参画古河市民ネットワーク設立総会開催 ネットワーク登録：団体 23、個人 5	男女共同参画室
	市民ネットワークを対象にしたセミナー等を開催し、各種団体等との情報交換を行います。	平成 23 年度から実施予定。	男女共同参画室
		平成 21 年 6 月、市内で青少年の健全育成に関わる活動をしている団体及び機関等の連絡調整機関として青少年のための古河市民会議を設置した。それにあたり、地域女性団体連合会、猿島地区更生保護女性会及びガールスカウト茨城県団を構成団体とした。また当該市民会議の役員選出の際、それら団体の代表を副会長に選任するなど、広く女性の考えを反映する体制を築いた。	生涯学習課
		未実施。	社会体育課

(2) 男女共同参画活動拠点の検討

Ⅵ-1-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
68. 男女共同参画活動拠点の検討	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置の検討をします。	未実施。	男女共同参画室

計画目標2 市役所内推進体制の充実

(1) 計画の進行管理

VI-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
69. 男女共同参画推進委員会等の設置・運営及び計画の進行管理	男女共同参画を推進するため、推進委員会・庁内連絡会議・庁内ワーキングチーム会議を設置・運営し、男女共同参画プランの進行管理を行います。	古河市男女共同参画推進会議 6 回開催。	男女共同参画室
70. 事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価を公表します。	21 年度の決算議会（22 年 9 月）において各会計の主要な施策の成果に関する説明書兼事業評価書を報告するとともに、各庁舎等での閲覧や市のホームページへ掲載した。	行政改革推進課

(2) 職員の人材育成・職域の拡大

VI-2-(2)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
71. 女性職員の職域の拡大	女性職員の管理職への登用を積極的に行い、平成 23 年度までに 30%とします。	統括参事 1 名、課長級 7 名、課長補佐級 27 名 計 35 名（13.7%）	職員課
	組織強化を視野に入れた適正な人員配置をするとともに、職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置します。	14 部と行政委員会のうち 9 部署に女性管理職員を配置。	職員課
72. 女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体（自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等）に女性職員を派遣し、その資質と能力の向上を図ります。	茨城県自治研修所をはじめ各研修機関に 35 名の女性職員を派遣した。	職員課
	行政の課題を探り改革の提言をするため、女性職員の意見を提案する専門部会を設置します。	女性職員の専門部会は、18 年度に任期 1 年で組織され、女性の視点から見た行革に対する提案集を作成済み。現在女性部会については、未設置となっている。	行政改革推進課

(3) 男女共同参画に関する意識啓発

VI-2-(3)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
73. 職員の意識啓発のための研修や情報の提供	固定的な役割分担意識を是正するため、男性の育児・介護休業取得の促進に努めます。	男性の育児休業 1 名、介護休業取得者はいなかったものの、平成 22 年中においては、子の看護休暇は 6 名の男性職員が取得（全体では 35 名）。	職員課
	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。	平成 20 年 1 月から引き続き、水曜日及び金曜日に「ノー残業デー」を実施。	職員課
	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報を提供します。	22 年度未実施。23 年度実施予定。	職員課 男女共同参画室

	市職員に対し、庁内イントラネット等を通してセクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を図り、相談体制を整備します。	22年度未実施。23年度実施検討。	職員課
--	---	-------------------	-----

(4) 苦情等の申出の処理体制の整備

VI-2-(4)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
74. 苦情等の処理機関の設置	男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情等の申し出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員会の設置について検討します。	古河市男女共同参画推進条例施行規則において、男女共同参画苦情処理設置委員会の設置を定めている。	男女共同参画室

(5) 国・県等との連携

VI-2-(5)

具体的施策	実施事業	平成 22 年度実施状況	担当課
75. 国・県・他自治体との連携	国・県・他自治体との連携を図り、フォーラムや講演会等へ参加します。	<p>【共催事業】</p> <p>○3月5日 レイクエコー茨城県女性プラザと8市合同開催事業「お父さんといっしょ～パパといっしょにクッキング in こが」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加 父と子8組 (20人) ・会場 とねミドリ館調理室 	男女共同参画室

「古河市男女共同参画プラン」 指標項目の推進状況

実施計画の指標項目

基本目標	指標項目	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 (H23)	担当課
I 互いの人権の 尊重と男女共 同参画意識の 確立	① 「男は仕事」「女は家庭」という考え 方に同感しない市民の割合 (※1)	43.2%	-	-	52.9%	-	60%	男女共同参画室
	② 家庭生活において男女の地位が平等 であると考え市民の割合 (※1)	28.1%	-	-	34.7%	-	50%	男女共同参画室
	③ 町内会や自治会等で男女の地位が平 等であると考え市民の割合 (※1)	28.2%	-	-	33.2%	-	50%	男女共同参画室
	④ 社会通念や慣習で男女の地位が平等 であると考え市民の割合 (※1)	12.3%	-	-	17.3%	-	50%	男女共同参画室
	⑤ 職場において男女の地位が平等であ ると考える市民・教職員・市職員の割 合 (※1)	26.7%	-	-	44.8%	-	50%	男女共同参画室
II あらゆる分野 への男女共同 参画の促進	⑥ 市の審議会等における女性委員の占 める割合 (※2)	22%	22.3%	22.6%	22.8%	21.1%	35%	男女共同参画室
	⑦ 市民公募を行っている審議会・委員 会の数 (※2)	5	5	6	5	5	10	関係課
	⑧ 女性委員不在の審議会・委員会の数 (※2)	9	10	12	10	9	0	関係課
III いきいきと働 ける社会環境 の整備	⑨ 農業家族経営協定締結戸数	145戸	155戸	152戸	155戸	159戸	170戸	農業振興課
	⑩ 休日保育実施保育所数	2	2	2	2	2	3	子ども福祉課
	⑪ 保育所入所待機児童数	28人	15人	21	16人	9人	0人	子ども福祉課
	⑫ 子育て支援拠点の設置数	2ヶ所	4ヶ所	5	6ヶ所	6ヶ所	5ヶ所	子ども福祉課
IV 健康で安心し て暮らせる生 活環境の整備	⑬ 基本健康診査受診率(※4)	54%	53.1%	-	-	-	65%	健康推進課
V 国際的協調と 国際理解の推 進	⑭ 国際交流会外国人参加者数	84人	102人	134人	158人	156人	100人	企画課
VI 男女共同参画 社会実現のた めの推進体制 の充実	⑮ 男女共同参画を推進する市民団体数 (※3)	0	0	0	0	23	20団体	男女共同参画室
	⑯ 市の管理職員のうち女性職員の割合	9.6%	10.2%	9.0%	12.7%	13.7%	30%	職員課

参考 (※1) 3年に1度の意識調査のため、平成19年度、20年度、22年度は未実施です。

(※2) 審議会等とは、市政推進にあたって特定の内容を市民や各種団体の意見を反映させるために、地方自治法第202条の3に規定され設置されている審議会と、地方自治法第180条の5に基づく委員会(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価委員会等の行政委員のこと)を指します。ちなみに、地方自治法第202条の3に規定された審議会の女性委員の割合は23.4%、第180条の5に基づく委員会の女性委員の割合は2.0%です。

(※3) 男女共同参画を推進する市民団体数は、市民ネットワーク整備後の登録団体数を表します。

(※4) 基本健康診査は、法改正のため、平成19年度で終了となりました。

Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進⑥に関する資料

【審議会等に委員会における女性委員の割合】

(各年4月1日現在数)

年度	行政委員			審議会等			合計		
	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合
H18	65	1	1.5%	353	91	25.8%	418	92	22.0%
H19	51	1	2.0%	452	111	24.6%	503	112	22.3%
H20	51	1	2.0%	511	126	24.7%	562	127	22.6%
H21	51	1	2.0%	423	107	25.3%	474	108	22.8%
H22	51	1	2.0%	427	100	23.4%	478	101	21.1%

【女性委員のいる審議会等及び委員会の割合】

(各年4月1日現在数)

年度	行政委員			審議会等			合計		
	委員会の総数	うち女性委員がいる委員会の数	女性委員がいる委員会の割合	委員会の総数	うち女性委員がいる委員会の数	女性委員がいる委員会の割合	委員会の総数	うち女性委員がいる委員会の数	女性委員がいる委員会の割合
H18	6	1	16.7%	21	17	81.0%	27	18	66.7%
H19	6	1	16.7%	27	22	81.5%	33	23	69.7%
H20	6	1	16.7%	29	22	75.9%	35	23	65.7%
H21	6	1	16.7%	24	19	79.2%	30	20	66.7%
H22	6	1	16.7%	24	20	83.3%	30	21	70.0%